

3. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

(1) 緑政審議会規則

平成9年9月30 規則第11号

(主旨)

第1条 この規則は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成9年7月条例第5号)により設置された鎌倉市緑政審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会長は、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、学識経験を有する者のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(2) 主な審議項目等

○緑政審議会は、平成10年1月23日の第1回開催以来、平成23年7月22日までに52回開催され、市長の諮問事項のほか、緑の保全及び創造についての基本的事項または重要事項について調査審議しています。

■鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等

回	開催日	主な審議項目等
第1回	平成10年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の公開等の取り扱いについて ・ 審議事項及び審議方法について ・ 鎌倉市の緑に関する現状と課題について
第2回	平成10年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全推進地区の指定について(市長からの諮問事項) ・ 緑地の買入れ基準について(市長からの諮問事項)
第3回	平成10年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全推進地区の指定について ・ 緑地保全推進地区指定検討対象地所有者への意見聴取方法について ・ 緑地の買入れ基準、買入れ要望について ・ 広町、台峯について
第4回	平成10年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑政審議会部会中間報告について ・ 緑地保全推進地区指定検討対象地の作業状況について ・ 緑地の買入れ基準について ・ 平成11年度の緑地の買入れについて

回	開催日	主な審議項目等
第5回	平成11年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の買入れ基準について ・緑地保全推進地区指定検討対象地の作業進捗状況について ・緑政審議会部会中間報告について ・市町村森林整備計画について
第6回	平成11年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑政審議会部会中間報告について ・緑地[(仮称)植木貞宗寺緑地]の買入れの報告について
第7回	平成11年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑政実績について ・緑政審議会部会の中間報告について ・広町に係る保全方策について(市長からの諮問事項) ・緑地保全地区の指定検討について
第8回	平成11年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者の取り扱い、会議資料の公開について ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第9回	平成11年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第10回	平成11年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について ・平成12年度緑地の買入れについて
第11回	平成11年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第12回	平成12年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第13回	平成12年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第14回	平成12年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度緑政実績について ・広町の緑の保全に向けての保全方策について
第15回	平成12年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町の緑の保全に向けての保全方策について ・緑の基本計画の見直しの方針について
第16回	平成12年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度緑地の買入れについて
第17回	平成13年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第18回	平成13年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第19回	平成13年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・平成12年度緑政実績について ・鎌倉市自然環境調査について ・緑地保全統合補助事業について
第20回	平成13年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度緑地の買入について ・緑地保全地区の指定について ・鎌倉市自然環境調査について
第21回	平成14年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全地区の指定について ・緑政審議会委員について ・(仮)鎌倉市まちづくり基準条例大綱(案)について
第22回	平成14年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度緑政実績について ・歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて ・鎌倉市緑の基本計画見直しのその後の状況について ・鎌倉市自然環境調査について ・緑地保全地区の指定について ・(仮)鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例大綱(案)について

回	開催日	主な審議項目等
第23回	平成14年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度緑地の買入れについて ・緑地保全地区の指定について ・鎌倉市自然環境調査について ・広町・台峯のその後の状況について ・常盤山のその後の状況について ・歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて ・世界遺産登録について ・鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例について
第24回	平成15年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全推進地区内行為の手続きについて ・広町・台峯のその後の状況について ・常盤山のその後の状況について ・歴史的風土保存地区の指定について ・緑地保全地区の指定について ・鎌倉市自然環境調査について
第25回	平成15年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度緑政実績について ・鎌倉市自然環境調査について ・広町・常盤山のその後の状況について ・首都圏における自然環境の総点検に関するワーキンググループについて
第26回	平成15年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町(都市林)の基本構想について ・緑地保全地区の指定について ・常盤山のその後の状況について ・文化財の発掘調査について
第27回	平成15年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度緑地の買入れについて ・平成15年度「緑の都市賞」の入賞について ・常盤山のその後の状況について ・常盤山の歴史的風土保存地区の指定について ・広町(都市林)の用地取得及び基本構想について
第28回	平成16年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町(都市林)の用地取得及び基本構想について ・鎌倉広町緑地の都市計画決定の手続について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・緑地の買入れについて ・緑政審議会委員について
第29回	平成16年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出及び会長職務代理者の指名について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について
第30回	平成16年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)青蓮寺緑地保全推進地区について(市長からの諮問事項) ・(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画について ・緑地の買入れについて ・(仮称)常盤山緑地保全地区の指定について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第31回	平成17年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・青蓮寺緑地保全推進地区について(市長への答申) ・文化財の発掘調査について ・台峯の保全について ・歴史的風土特別保存地区の拡大について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・岩瀬地区の近郊緑地保全区域指定について ・(仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について ・緑地の買入れについて ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・景観法制定に伴う本市の対応について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について

回	開催日	主な審議項目等
第32回	平成17年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度緑政実績について (仮称)鎌倉広町緑地基本設計について 台峯の保全について 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 岡本緑地保全推進地区内行為について 緑政審議会委員について
第33回	平成17年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> 台峯の保全について 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて
第34回	平成18年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の買入れについて 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 岡本緑地保全推進地区内行為について
第35回	平成18年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画(案)について 緑地の買入れについて 台峯の保全について 岡本緑地保全推進地区内行為について
第36回	平成18年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画(案)について 台峯の保全について
第37回	平成18年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度緑政実績について (仮称)山崎・台峯緑地基本構想について 鎌倉市緑の基本計画について
第38回	平成18年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)山崎・台峯緑地基本計画(素案)について 常盤山保全配慮地区の施策展開方針(案)について 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について 古都保存法施行40周年記念事業について 「日本の歴史公園100選」(都市公園法施行50周年記念事業)選定結果について 「美しい日本の歴史的風土100選」(古都保存法施行40周年記念事業)について
第39回	平成19年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について (仮称)山崎・台峯緑地基本計画(案)について 特別緑地保全地区の指定に向けた手続の状況について 「みどりと友好のシンポ」と「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」について
第40回	平成19年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画実現に向けた取り組みについて (仮称)山崎・台峯緑地基本計画の確定、都市計画決定の手続きの状況について 寺分一丁目特別緑地保全地区の都市計画決定の手続きについて 天神山特別緑地保全地区の指定に向けた保安林指定権者との協議の状況について 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴う今泉北自然環境保全地域の指定解除について 平成18年度に買入れた緑地について 六国見山森林公園の供用開始について 鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について 国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会、第11回歴史的風土部会の開催概要について 多摩・三浦丘陵自治体広域連携会議の「取り組みの基本的方向性」について
第41回	平成19年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)山崎・台峯緑地基本設計(案)について 市民緑地契約の締結の施策方針(案)について 緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区の変更等の考え方について グリーンバンク制度の変更の方針の考え方について

回	開催日	主な審議項目等
第 42 回	平成 20 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出、及び会長職務代理の指名 ・寺分一丁目特別緑地保全地区の指定について ・(仮称)山崎・台峯緑地基本設計の確定について ・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区制度の運用について ・美しい日本の歴史的風土・環境フォーラムの開催について ・景観地区・高度地区の指定について ・国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第 12 回歴史的風土部会で議決された、歴史的風土の保存・継承小委員会報告について
第 43 回	平成 20 年 7 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度緑政実績「鎌倉市のみどり(緑の基本計画実現に向けた取り組み)」について ・近郊緑地特別保全地区の指定について ・手広・笛田特別緑地保全地区の指定について ・緑地の買入れについて 【現場視察】 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地 ・特別緑地保全地区及び同候補地(寺分一丁目地区、等覚寺地区、手広・笛田地区、青蓮寺地区、手広地区) ・(仮称)夫婦池公園
第 44 回	平成 20 年 10 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・天神山特別緑地保全地区の指定(都市計画決定)について ・手広・笛田特別緑地保全地区の指定候補地について ・台保全配慮地区内の緑地保全施策検討の状況について
第 45 回	平成 21 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地特別保全地区の指定について ・(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地の施策方針について ・緑地寄附受入体制整備の取り組みについて ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)の施行について ・市民との協働による緑地保全制度の検討について
第 46 回	平成 21 年 7 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度緑政実績について ・夫婦池公園の供用開始について ・梶原五丁目地区の緑地保全に係る施策方針案について ・確保緑地の適正整備事業について ・緑の基本計画の見直しに向けた取り組みについて ・緑地環境整備総合支援事業の活用について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について ・多摩・三浦丘陵の緑と水をつなぐシンポジウムについて
第 47 回	平成 21 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・手広・笛田特別緑地保全地区の指定について ・緑の基本計画の見直しに向けて市民から提出された意見について ・緑政上の課題解決と緑の基本計画の見直しの方向性について ・緑地保全推進地区内行為について ・緑地環境整備総合支援事業に関する資料配付について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の事務手続について
第 48 回	平成 22 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地の都市計画決定について ・市民緑地制度の運用について ・緑の基本計画の見直しについて
第 49 回	平成 22 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度緑政実績について ・緑の基本計画の見直しについて ・近郊緑地特別保全地区の指定及び常盤山特別緑地保全地区の変更についての情報提供 ・COP10 への鎌倉市の参加について

回	開催日	主な審議項目等
第 50 回	平成 23 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none">・緑の基本計画の見直しについて・緑地保全推進地区内行為の完了について・岩瀬下関防災公園の整備について 【現場視察】 <ul style="list-style-type: none">・扇湖山荘
第 51 回	平成 23 年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none">・鎌倉市緑の基本計画(素案)について
第 52 回	平成 23 年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none">・鎌倉市緑の基本計画(案)について・平成 22 年度緑政実績について・岩瀬下関防災公園の都市計画決定について・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について

(3) 鎌倉市緑政審議会委員

- 緑政審議会の委員は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第 6 条第 5 項の規定にしたがい、市議会議員、市民及び学識経験を有する者(以下、「学識経験者」という。)のうちから市長が委嘱しています。
- 条例では 15 名以内の委員をもって組織することになっています。
- 現在(第 7 期：平成 22 年 1 月 23 日～平成 24 年 1 月 22 日)、13 名を委員に委嘱しています。

■鎌倉市緑政審議会委員(現委員：平成 22 年 1 月 23 日～平成 24 年 1 月 22 日、市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で 50 音順、敬称略)

会 長	興 水 肇	学識経験者(造園)明治大学農学部教授
会長職務代理	越 澤 明	学識経験者(都市計画)北海道大学大学院教授
	赤 松 正 博	市議会議員
	太 田 治 代	市議会議員
	西 岡 幸 子	市議会議員
	前 川 綾 子	市議会議員
	池 英 夫	市 民
	佐 藤 二 朗	市 民
	石 川 幹 子	学識経験者(環境・ビオトープ)東京大学大学院工学系研究科教授
	入 江 彰 昭	学識経験者(環境計画・設計)東京農業大学准教授
	岩 田 晴 夫	学識経験者(生物)鎌倉市緑化推進専門委員、元・慶應義塾大学 SFC 非常勤講師
	志 村 直 愛	学識経験者(建築デザイン)東北芸術工科大学准教授
	藤 原 良 章	学識経験者(歴史)青山学院大学文学部教授

■今までに緑政審議会委員を務められた方(市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で 50 音順、敬称略)

市議会議員：伊東正博・仙田みどり・納所輝次・野島芳郎・古屋嘉廣・前野正司・松尾 崇・三輪裕美子・森川千鶴・渡邊 隆・和田猛美

市 民：石島やよひ・石田美智子・大木 実・久保野充・斎藤忠邦・斎藤マリ・杉山順子・村田禮子

学識経験者：飯村 武・梶山正三・鈴木 亘

4. 用語の説明

【あ行】	
オープン・ガーデン	この緑の基本計画では、市民等が、自発的に広く公開する、個人の家の庭や緑化した敷地をオープン・ガーデンとしています。
オープンスペース	一般的には、建物によって覆われていない土地の総称をいいますが、都市計画基礎調査では山林・農地などの自然的土地利用地を除いた、都市公園・広場等の公共空地を示す言葉として用いられています。
温室効果ガス	地球温暖化の要因となる二酸化炭素やメタン等の物質をいいます。
温暖性常緑広葉樹林域(ヤブツバキクラス域)	我が国の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれています。 鎌倉市は黒潮の影響を受ける暖かい気候のため、自然のままだとスダジイやタブノキが林をつくる「暖帯生常緑広葉樹林域」(ヤブツバキクラス域)に属します。
【か行】	
ガイド種	生態的な環境改善を誘導するための指標種をいいます。
外来種	ある土地に本来存在しない生物で、外部から意識的又は無意識的に持ち込まれた生物をいいます。
風の道	都市気象の緩和を目的として設けられる風の通り道をいいます。市街地の後背地に広がる樹林などの保全、市街地内の既存樹林の保全・都市公園などの整備、河川や道路の周辺地域での植栽などにより、都市内に新鮮で冷涼な風の流れをつくり出す手法として用いられます。
神奈川みどり計画	次を目的として、神奈川県が策定している都道府県広域緑地計画です。 ・県全体のみどりの保全・再生・創出の体系的指針をわかりやすく示すこと。 ・みどりの配置、及び具体的な保全・再生・創出の手法と施策を示すこと。 ・みどりの量とともに、質の確保に取り組み、生物多様性の保全と充実を目指すこと。
鎌倉街道	中世鎌倉幕府の所在地である鎌倉と各地をつなぐ古道を、一般に鎌倉街道といいます。
鎌倉市環境基本計画	鎌倉市の環境保全を、市民・事業者・滞在者・行政が協働して総合的・計画的に推進するため、鎌倉市環境基本条例に基づき平成8年に策定した計画です。平成18年3月に、第2期環境基本計画を策定、平成23年3月に、主に目標を達成するための指標や施策等を現状に即して見直しました。
かまくら景観百選	鎌倉市の景観づくりの意識を高めるとともに、地域の景観資源を明らかにすることを目的に平成10年に実施した事業で、「鎌倉らしい代表的な景観」、「鎌倉の景観を構成する重要な要素」として86件を選定しています。
かまくらの道	鎌倉の歴史文化や自然とのふれあいを目的として設定した散策コースで、「長谷への文学散歩コース」など11コースを設定しています。
鎌倉市緑の基本計画の位置づけ	上位計画である「第3次鎌倉市総合計画」に「即し」、市の関連計画である「鎌倉市都市マスタープラン」に「適合」、「鎌倉市景観計画」と「調和する」こととされています。また、環境基本計画と「調和」するとともに、神奈川県等の広域関連計画とは「必要に応じて調整」するものとされています。
関東ふれあいの道	関東地方の1都6県をつなぐ総延長1,655km、全144コースの長距離自然歩道です。首都圏自然歩道ともいいます。
間伐	樹木の発育を助けるため、樹林内の樹木の一部を伐採して立木密度を疎にする樹林管理手法の一つです。
希少種、危急種	希少種は、環境の変化などにより個体数が極めて数少なくなっている生物種です。危急種はこの希少種を含む絶滅の危険性が高い生物種です。
京都議定書	平成9年(1997年)12月に、京都市で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で、同月11日に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」のことをいいます。
近郊緑地保全計画	首都圏近郊緑地保全法第4条に基づいて定める計画で、保全区域内における行為の規制、保全に関連して必要とされる施設の整備、近郊緑地特別保全地区指定の基準、土地の買入れ等に関する事項を定めることとなっています。
グリーン・マネジメント	緑の環境をより良い方向に改善していくための、PDCAサイクル(Plan計画・Do実行・Check評価・Action改善)の考え方を取り入れた緑を保全・整備・創造、管理・運営していく考え方です。その基本的な考え方は、これまで鎌倉市が実践しており、鎌倉市緑政審議会に報告して進行管理してきたもので、今回の「緑の基本計画」の見直しでは、この実績を踏まえて、施策展開の柱とするものです。
景観計画	平成16年6月に公布された景観法に基づいて景観行政団体(鎌倉市は景観行政団体です)が定める、景観に関する総合的な計画をいいます。

景観法	良好な景観の形成促進を目的として、平成 16 年 6 月に公布された法律で、景観行政団体による景観計画の作成、景観計画区域や景観地区の指定、景観重要建造物の指定などが盛り込まれています。
景観重要建造物	景観法に基づいて、景観行政団体の長が、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(建築物、工作物)として指定したものです。
景観重要建造物等と一体となった都市公園	歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的として、建築物と園地を一体化し、都市公園として活用・保存できる制度を活用して公園を整備するものです。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>■ 景観重要建造物等と一体となった都市公園のイメージ</p> <p>出典:最近の公園緑地行政について(国土交通省)</p> </div> <div style="flex: 2;"> </div> </div>
景観緑三法	「景観緑三法」とは「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」をいいます。これらの法律は平成 16 年 12 月 7 日に施行されました。
広域避難場所	地震発生後に大火災が発生した場合、炎、煙や輻射熱から市民の生命を守るために、鎌倉市地域防災計画で定めている避難場所をいいます。
公益財団法人鎌倉風致保存会	昭和 39 年に発生した鶴岡八幡宮裏山の御谷開発に対して、御谷の自然を守る運動を展開した市民や文化人が中心となって設立した団体です。わが国のナショナルトラストの第一号であり、現在は自然環境の保存事業や文化活動を展開しています。
公園愛護会	町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などの団体が、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」に基づいて、身近な街区公園の愛護活動を行うために結成する団体です。
公園施設の長寿命に関する計画	安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、修繕・改築等の予防保全的管理を推進することにより、都市公園の公園施設の長寿命化を図るために策定する計画です。
【さ行】	
里山	都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる二次林帯をいいます。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域です。
市民	この計画では、市民、市内の企業、NPO 団体等を広く市民としています。
市民健康ロード	「鎌倉自然と歴史のふれあいの道」です。第 3 次鎌倉市総合計画に基づき、市民の健康づくりと自然や歴史的遺産とのふれあいを通しての豊かな人づくりを目的として、平成 11 年に計画したもので、5 つのコース(延長 38.1 km)を設定しています。(一部、計画段階のものもあります。)
植生	その土地の環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団の総称です。
植生図	地域の植生をタイプ分けし、そのタイプ毎の分布状況を地図上に示したものです。現況植生図、潜在自然植生図などがあります。
植生管理	樹林地などを対象に、その場所の望ましい植生や自然環境の形成に向けた方針を定め、その方針に基づいて計画的な管理を行うことをいいます。
施設緑地	都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共又は民間の施設をいいます。例えば、公共施設の児童遊園・青少年広場・歩行者専用道路・学校の植栽地や、民間の市民緑地・市民農園・社寺境内地・開放している屋上の緑化空間などが該当します。
住区基幹公園	都市公園のうち、地区・住区内に整備される街区公園・近隣公園・地区公園の身近な公園をいいます。

森林整備計画書	県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する事項について、森林整備計画を作成するものです。鎌倉市森林整備計画書は平成20年4月に作成しています。
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内にある農地などで都市計画に生産緑地地区として定められた土地又は森林をいいます。
生態系	生物的要素(動植物)と、それを取り巻く非生物的要素(大気・土・水・太陽の光)が組み合わさった自然のシステムをいいます。
生物多様性	生物は、進化の過程で、様々な環境に適応し、他の生き物と関わりながら多様に分化しています。生態系は、地域の特性に応じて、多くの生物種が、複雑なバランスの下で共存することによって、成り立っています。 この多様な生物の世界を「生物多様性」といい、大きく分けて3つのとらえ方があり、健全な自然の生態系を維持するためには、そのどれもがきちんと保たれる必要があります。 ・生態系の多様性：海・山・川、地球上に生物の生息していない場所はありません。それぞれの場所には、その自然環境に応じた生態系があります。 ・種の多様性：種は、生物を分類するもっとも基本的な単位です。それぞれの種は、環境に適応して進化を遂げ、現在の生態系を支えています。種が1つ欠ければ、生態系全体のバランスも崩れてしまいます。 ・種内の多様性：同じ種でも、地域によって体形や行動などの特徴が少しずつ違います。このような差は、地形などの条件によって集団が隔離され、集団間での繁殖が阻害されることによって現れます。長い時間を経ることによって、新しい種へと変化していく第一歩ともいえますが、こうした違いがあることで、生物は環境の変化などに対抗する力を蓄えているのです。
世界遺産条約	遺跡などの文化遺産、動植物の種の生息地や自生地などの自然遺産を保護するために、1992年に公布された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」です。
【た行】	
多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議	平成18年(2006年)から、川崎市呼びかけで、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が開催され、多摩・三浦丘陵に係る13市町が「緑を繋ぎ手」とする取り組みを行っています。
地区計画	都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画制度です。
地域制緑地	緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する、法律や条例などに基づく制度による緑地をいいます。施設緑地に対して地域制緑地といいます。
地球温暖化対策地域推進計画	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制することを目的に、市民・事業者・滞在者・行政の各主体の役割や温室効果ガス排出量の削減目標を定めた計画です。鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画は、平成20年3月策定、平成22年度に見直しました。
潮間帯	磯の満潮線と干潮線の間をいいます。
低炭素化、低炭素都市づくり	低炭素都市づくりは、地球温暖化防止の観点から、交通体系の見直し・緑地の保全や都市の緑化・未利用エネルギーの活用等の推進により実現を図る、二酸化炭素排出量の少ない都市づくりをいうものです。また、低炭素化は、低炭素都市づくりに向けたこれらの活動をいいます。
都市計画区域	都市計画法に基づいて、都市計画を策定すべき土地として設定された区域です。鎌倉市では、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。
都市環境インフラ	広域的な観点から大都市の持続可能な生態系の維持・回復、人と自然とのふれあいの場の提供やヒートアイランド現象緩和などによる生活の質(クオリティ・オブ・ライフ)向上のための都市環境に改善に資する自然的、人工的な都市の基盤のことをいいます。
都市マスタープラン	都市計画法に基づく都市計画・まちづくり分野の総合的なマスタープランとして、市町村の都市計画に関する基本方針を定めた計画です。鎌倉市は、平成10年に策定し、平成17年度に「増補版」を策定しました。
都市計画基礎調査	都市計画法に基づき、都市計画の実態を把握するために、おおむね5年毎に人口規模・土地利用・交通量などの基礎的な調査を実施するものです。
都市計画公園	都市計画法に定める都市施設のうち、公園として都市計画決定されたものです。
都市計画緑地	都市計画法に定める都市施設のうち、緑地として都市計画決定されたものです。
都市公園	都市公園法に規定されている公園です。都市公園には、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や国が設置する公園などの種類・種別があります。 ※資料編「1-(1)-1)都市公園等施設緑地の種類」に種別と内容を記述しています

都市緑地法	旧都市緑地保全法。平成 16 年 12 月の法律改正により、法律名が都市緑地法に変更されました。
都市林	都市公園の一つで、主として動植物の生息地または生育地である樹林地などの保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として整備されます。
土砂災害警戒危険区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)第 6 条に基づき、都道府県知事が指定する、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
都道府県広域緑地計画	「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針(昭和 56 年 9 月建設省都市局都市計画課長通達)」に基づき、都道府県が策定主体となり、都市計画区域全域について広域的観点から策定するものです。一つの市町村毎に行われる緑の基本計画の円滑な策定のためにも、広域的視点からの緑地の配置の指針となる計画の役割も重要となります。
【な行】	
二次林	自然林の伐採・火入れなどによって人間が二次的に作りだした雑木林です。主にクヌギ・コナラなどの落葉広葉樹で構成される里山の林をいいます。
【は行】	
ヒートアイランド現象	経済活動や都市的土地利用の増加などにより、都市部において気温が異常に上昇する現象。緑地の減少も大きく影響しているといわれています。
ビオトープ	特定の生物群集が生息できるような、生態学的にも一定のまとまりのある空間をいいます。
ヒューマン・スケール	人間的な尺度に合った広がりを持つ空間をいいます。
萌芽更新	<p>根株を残して樹木を伐採し、その後根株から生じてくる若芽を何本か残して再び成木へと成長させるプロセスを繰り返す樹林管理方式のことです。</p> <p>■二次林における樹林更新のサイクル</p> <p>1～4年 ・萌芽整理-病虫害のない生育旺盛な萌芽を1株当たり2～3本残して切る ・下草刈り</p> <p>4～10年 ・下草刈り、落葉かき ・間伐(立木密度調整) ・除伐(園路沿いなどの景観保全)</p> <p>10～20年(今現在の計画地) ・下草刈り ・除伐(生育不良・景観阻害木などを間引く) ・ツル切り(幼木期のためクスなどは除去する)</p> <p>20～25年 ・小面積皆伐-0.2ha程度で少しずつ萌芽更新していくが、3回ぐらい萌芽更新を行った古株は更新する ・下草刈り、落葉かき</p> <p>出典：自然環境復元の技術 朝倉書店</p>
【ま行】	
まちづくり空地	鎌倉市開発事業等における手続き及び基準に関する条例に基づく、良好な市街地環境または歩行者空間の拡充に供するために確保する空地です。
三浦半島公園圏構想	神奈川県が推進している構想で、美しい自然に囲まれた三浦半島全体を公園のような地域として捉え、「三浦半島のみどりの持続的な維持・継承」、「三浦半島の活発化、地域住民の快適な生活」を実現していくことを目的としています。(平成 18 年 3 月策定)
緑	この計画でいう緑とは、樹林地・農地・水辺地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を構成しているものや、都市公園・街路樹・公共施設や民有地の植栽地などを総称するものであり、さらには、これらが創り出す景観や人間の精神的なものまでを包括する言葉として用いています。
身近な緑	市民が日常的に生活する空間内に分布する公園・道路・公共施設・個人住宅の植栽地・屋敷林・既存樹林等の緑を総称する言葉として用いています。日常的に生活する空間とは、一般に近隣住区と呼ばれる小学校区などの生活圏域を想定しています。
ミニ防災拠点	鎌倉市地域防災計画で位置づけられている、市立小中学校を対象とする避難場所をいいます。

【や行】	
やぐら	鎌倉時代の墓所を意味する言葉です。
谷戸	台地・丘陵地の内部に向かっていく筋もの谷が入り込んでいる場所の地形をいいます。
ユニバーサルデザイン	年齢差・男女差・障害の有無等に係わりなく、だれもが安全・快適に利用できる生活施設や空間の設計をユニバーサルデザインといいます。ユニバーサル社会は、そうした環境が整っている社会をいいます。
【ら行】	
リーディング・プロジェクト	リーディング(leading)は主要な・指導的な・先端的な・最初のなどを、プロジェクト(project)は計画・企画・考察などを意味する言葉です。「リーディング・プロジェクト」は、先端的なテーマに集中的に取り組む組織(リーディング・プロジェクトチーム)や、新たな問題の解決策を自ら考案し実践する活動方法(リーディング・プロジェクトメソッド)などのいくつかの捉え方がありますが、この緑の基本計画では、「計画の実現を力強く推進するため、重点的に取り組むべき施策展開」という意味で用いています。
緑化地域	都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区を対象に指定する地域で、指定されると建築物の建築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化が義務付けられます。
流域	雨水の表面水が集まる分水界によって囲まれた範囲で、集水域ともいいます。
流域生態系	河川流域は、河川を軸に源流域をなす山の緑、谷戸の緑・河川沿いの樹林地・自然海岸線・海等が結びついて、山・川・海の多様な動植物が生息生育するまとまりのある自然環境を形成しています。流域生態系は、この河川を軸とする自然の系(システム)をいいます。
緑地	緑のうち、特に一定のまとまりを持って存在する樹林地・農地・水辺地などをいいます。
緑地指定等	この計画では、地域制緑地の指定、都市公園の整備(都市計画決定または供用開始)、その他法令等の活用による保全や緑化の方向性を定めることをいいます。
緑被	平面的な緑量のことをいいます。樹木や芝生等の植物で覆われた土地、独立僕の場合は、その樹冠投影面積も緑被地といいます。
歴史的風土保存計画	古都保存法第5条に基づいて定める計画で、保存区域における行為の規制、保存に関連して必要とされる施設の整備、特別保存地区指定の基準、土地の買入れ等に関する事項を定めることとなっています。
歴史的風致	歴史上価値の高い建造物や、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、地域固有の風情・情緒・たたずまいをかもし出している良好な環境をいいます。
歴史まちづくり法	良好な環境(歴史的風致)を維持・向上させ後世に継承することを目的に、平成20年5月に制定された法律です。

○写真等の資料のご協力をいただきました。

池 英夫様・岩田晴夫様・太田治代様・村田江里子様

公益財団法人鎌倉風致保存会・財団法人鎌倉市公園協会・社団法人鎌倉市観光協会

○表紙等の絵のご協力をいただきました。

鈴木登美子様(鎌倉市在住)

- 鎌倉市緑の基本計画は、平成8年4月に策定し、計画の基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めて、緑の将来都市像の実現に取り組んできました。
- これまで、平成13年に一部改訂、平成18年に全面改訂を行っており、今回が3度目の改訂です。
- 緑の基本計画の内容は、改訂を重ねるたびに、充実させてきましたが、計画の基本理念等の基本的方針は一貫して継承しており、今後の改訂においてもその姿勢を大切にして、市民等とともに緑の将来都市像の実現に取り組んでいきます。



ヒメアジサイ

鎌倉市緑の基本計画

編集・発行 鎌倉市景観部みどり課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
TEL : 0467 (23) 3000 (代表) FAX : 0467 (23) 3247
E-mail : midori@city.kamakura.kanagawa.jp
平成23年9月



ヤマユリ